

平成31年度予算書

平成31年3月

倉吉市

目 次

一 般 会 計	1
国民健康保険事業特別会計	1 2
介護保険事業特別会計	1 7
後期高齢者医療事業特別会計	2 3
簡易水道事業特別会計	2 7
温泉配湯事業特別会計	3 1
住宅資金貸付事業特別会計	3 5
土地取得事業特別会計	3 8
下水道事業特別会計	4 1
駐車場事業特別会計	4 5
集落排水事業特別会計	4 9
高城財産区特別会計	5 3
小鴨財産区特別会計	5 6
北谷財産区特別会計	5 9
上北条財産区特別会計	6 2

議案第10号

平成31年度倉吉市一般会計予算

平成31年度倉吉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,966,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 前号に定めた経費を除く他の経費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 市	税	5,695,543
	1. 市 民 税	2,416,100
	2. 固 定 資 産 税	2,763,800
	3. 軽 自 動 車 税	188,543
	4. た ば こ 税	325,000
	5. 入 湯 税	1,800
	6. 都 市 計 画 税	300
2. 地 方 譲 与 税		224,874
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	58,383
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	154,191
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	12,300
3. 利 子 割 交 付 金		14,316
	1. 利 子 割 交 付 金	14,316
4. 配 当 割 交 付 金		24,141
	1. 配 当 割 交 付 金	24,141
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		24,177

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 株式等譲渡所得割交付金	24,177
6. 地方消費税交付金		929,061
	1. 地方消費税交付金	929,061
7. 自動車取得税交付金		28,660
	1. 自動車取得税交付金	28,660
8. 環境性能割交付金		11,417
	1. 環境性能割交付金	11,417
9. 地方特例交付金		95,790
	1. 地方特例交付金	23,516
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	72,274
10. 地方交付税		7,330,000
	1. 地方交付税	7,330,000
11. 交通安全対策特別交付金		6,000
	1. 交通安全対策特別交付金	6,000
12. 分担金及び負担金		199,840
	1. 分担金	23,925

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	2. 負 担 金	175,915
13. 使用料及び手数料		264,000
	1. 使 用 料	156,574
	2. 手 数 料	107,426
14. 国庫支出金		3,456,856
	1. 国 庫 負 担 金	2,869,384
	2. 国 庫 補 助 金	575,208
	3. 委 託 金	12,264
15. 県 支 出 金		2,435,518
	1. 県 負 担 金	1,156,334
	2. 県 補 助 金	1,215,330
	3. 委 託 金	63,854
16. 財 産 収 入		18,512
	1. 財 産 運 用 収 入	18,510
	2. 財 産 売 払 収 入	2
17. 寄 附 金		669,531

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 寄附金	669,531
18. 繰入金		1,771,157
	1. 基金繰入金	1,764,769
	2. 財産区繰入金	990
	3. 他会計繰入金	5,398
19. 繰越金		150,000
	1. 繰越金	150,000
20. 諸収入		2,867,356
	1. 延滞金及び過料	16,060
	2. 預金利子	230
	3. 貸付金元利収入	2,395,127
	4. 受託収入	19,862
	5. 雑入	436,077
21. 市債		1,749,853
	1. 市債	1,749,853
歳入合計		27,966,602

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		188,278
	1. 議会費	188,278
2. 総務費		4,323,831
	1. 総務管理費	3,893,216
	2. 徴税費	245,020
	3. 戸籍住民基本台帳費	91,172
	4. 選挙費	56,097
	5. 統計調査費	17,202
	6. 監査委員費	21,124
3. 民生費		9,762,703
	1. 社会福祉費	4,641,280
	2. 児童福祉費	3,966,758
	3. 生活保護費	1,154,665
4. 衛生費		1,241,491
	1. 保健衛生費	536,308
	2. 清掃費	593,746

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
	3. 水道費	111,437
5. 労働費		10
	1. 労働諸費	10
6. 農林水産業費		1,301,331
	1. 農業費	1,178,257
	2. 林業費	117,280
	3. 水産業費	5,794
7. 商工費		3,004,191
	1. 商工費	3,004,191
8. 土木費		2,406,266
	1. 土木管理費	276,619
	2. 道路橋梁費	768,943
	3. 河川費	54,934
	4. 都市計画費	1,157,179
	5. 住宅費	148,591
9. 消防費		890,457

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 消 防 費	890,457
10. 教 育 費		1,863,209
	1. 教 育 総 務 費	238,715
	2. 小 学 校 費	254,184
	3. 中 学 校 費	166,378
	4. 社 会 教 育 費	648,209
	5. 保 健 体 育 費	555,723
11. 災 害 復 旧 費		80,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	40,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	40,000
12. 公 債 費		2,894,735
	1. 公 債 費	2,894,735
13. 諸 支 出 金		100
	1. 災 害 援 護 費	100
14. 予 備 費		10,000
	1. 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		27,966,602

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
争 訟 事 務 委 託 料	平成31年度から争訟が終了する年度	弁護士等が別に定める争訟に要する費用の額
基幹業務システム更新事業パッケージ保守料	平成31年度から平成32年度まで	840千円
庁内LANパソコン賃借料	平成32年度から平成36年度まで	14,393千円
ふるさと納税返礼品費	平成31年度から平成32年度まで	平成31年度中に発注した返礼品の提供のうち平成32年度中に当該提供がなされるものについての額
申告支援システム運用保守料	平成31年度から平成32年度まで	1,375千円
固定資産税家屋評価システム賃借料	平成32年度から平成35年度まで	3,163千円
住民基本台帳ネットワーク機器賃借料	平成32年度から平成36年度まで	24,641千円
中小企業小口融資の損失補償	平成31年度から損失補償算定基準日の翌年度まで	損失補償算定基準日における代位弁済求償権の残額の10%の額
倉吉春まつり運営委託料	平成31年度から平成32年度まで	5,700千円
奨学資金貸与金	平成32年度から平成34年度まで	7,200千円
三松奨学資金貸与金	平成32年度から平成35年度まで	10,200千円
小学校教職員用パソコン機器賃借料	平成32年度から平成38年度まで	8,173千円
中学校教職員用パソコン機器賃借料	平成32年度から平成38年度まで	5,449千円
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

事 項	期 間	限 度 額
消費税等の率の引上げに伴って生じる 既往債務負担行為契約についての経費	平成31年度から既往債務負担行為 契約が満了する日の属する年度まで	平成31年3月末日までになされた債務負担行為に基づく契約（この項において「既往債務負担行為契約」という。）により平成31年10月1日以後の履行に伴って生じる経費についての消費税及び地方消費税で、同日前までの消費税及び地方消費税を適用した場合の額を控除した部分の額（既往債務負担行為契約に当該部分が含まれている場合を除く。）

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業費	千円 535,800	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	20年以内（内据置 3年以内） その他は、借入先 の融資条件による。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還 又は、低利に借換えることができる。
土地改良事業費	55,200	同 上	同 上	15年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上
林道整備事業費	10,600	同 上	同 上	15年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上
市行造林事業費	4,500	同 上	同 上	40年以内（内据置25年以内） 以下 同 上
辺地対策事業費	23,100	同 上	同 上	10年以内（内据置 2年以内） 以下 同 上
自然災害防止事業費	22,200	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上
地域活性化事業費	25,900	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上
地方道路等整備事業費	45,000	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
地域活力基盤創造交付金事業費	32,700	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
安全安心生活空間整備交付金事業費	137,500	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
河川整備事業費	27,000	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
街路整備事業費	6,300	同 上	同 上	20年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
公園整備事業費	2,800	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上
災害復旧費	35,100	同 上	同 上	10年以内（内据置 2年以内） 以下 同 上
緊急防災・減災事業費	109,900	同 上	同 上	30年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
公共施設等適正管理事業費	85,200	同 上	同 上	30年以内（内据置 5年以内） 以下 同 上
臨時財政対策費	591,053	同 上	同 上	20年以内（内据置 3年以内） 以下 同 上

議案第11号

平成31年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,273,847千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険料		916,604
	1. 国民健康保険料	916,604
2. 使用料及び手数料		476
	1. 手数料	476
3. 国庫支出金		5,500
	1. 国庫補助金	5,500
4. 県支出金		3,718,746
	1. 県補助金	3,718,746
5. 財産収入		50
	1. 財産運用収入	50
6. 繰入金		603,452
	1. 他会計繰入金	469,452
	2. 基金繰入金	134,000
7. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
8. 諸収入		19,019

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 延滞金及び過料	8,011
	2. 貸付金収入	6,336
	3. 雑入	4,672
歳入	合計	5,273,847

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		113,248
	1. 総務管理費	113,248
2. 保険給付費		3,656,772
	1. 保険給付費	3,656,772
3. 国民健康保険事業費納付金		1,429,923
	1. 国民健康保険事業費納付金	1,429,923
4. 保健事業費		47,164
	1. 保健事業費	47,164
5. 予備費		26,740
	1. 予備費	26,740
歳出合計		5,273,847

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度の当初予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第12号

平成31年度倉吉市介護保険事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,497,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 保 険 料		1,102,601
	1. 介 護 保 険 料	1,102,601
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		8,861
	1. 手 数 料	8,861
3. 国 庫 支 出 金		1,361,053
	1. 国 庫 負 担 金	918,620
	2. 国 庫 補 助 金	442,433
4. 支 払 基 金 交 付 金		1,413,340
	1. 支 払 基 金 交 付 金	1,413,340
5. 県 支 出 金		771,373
	1. 県 負 担 金	725,965
	2. 県 補 助 金	45,408
6. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
7. 繰 入 金		769,529
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	769,529

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
8. 繰越金		70,802
	1. 繰越金	70,802
9. 諸収入		112
	1. 延滞金、加算金及び過料	11
	2. 雑収入	101
歳入合計		5,497,681

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		52,499
	1. 総務管理費	12,323
	2. 徴収費	3,455
	3. 介護認定審査会費	36,321
	4. いきいき長寿社会推進協議会費	130
	5. 趣旨普及費	270
2. 保険給付費		5,060,264
	1. 介護サービス等諸費	4,543,801
	2. 介護予防サービス等諸費	228,292
	3. その他諸費	6,332
	4. 高額介護サービス等費	125,739
	5. 特定入所者介護サービス等費	156,100
3. 地域支援事業費		305,830
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	174,439
	2. 包括的支援事業・任意事業費	131,391
4. 基金積立金		7,286

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 基金積立金	7,286
5. 諸支出金		70,802
	1. 償還金及び還付加算金	70,802
6. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		5,497,681

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度の当初予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第13号

平成31年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ592,198千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		419,670
	1. 後期高齢者医療保険料	419,670
2. 使用料及び手数料		77
	1. 手数料	77
3. 繰入金		163,043
	1. 一般会計繰入金	163,043
4. 諸収入		6,908
	1. 延滞金、加算金及び過料	11
	2. 償還金及び還付加算金	630
	3. 受託事業収入	6,266
	4. 雑収入	1
5. 繰越金		2,500
	1. 繰越金	2,500
歳入合計		592,198

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		7,544
	1. 総務管理費	5,675
	2. 徴収費	1,869
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		574,370
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	574,370
3. 保健事業費		7,151
	1. 特定健康診査等事業費	7,035
	2. 重複・頻回受診者訪問指導事業	116
4. 諸支出金		630
	1. 償還金及び還付加算金	630
5. 予備費		2,503
	1. 予備費	2,503
歳出合計		592,198

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第14号

平成31年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,771千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 事業収入		80,157
	1. 事業収入	80,157
2. 繰入金		97,543
	1. 他会計繰入金	97,543
3. 諸収入		5,971
	1. 受託事業収入	5,970
	2. 雑入	1
4. 市債		16,100
	1. 市債	16,100
歳入合計		199,771

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 維持管理費		89,559
	1. 衛生管理費	7,778
	2. 施設管理費	81,781
2. 改良事業費		26,798
	1. 改良事業費	26,798
3. 公債費		82,414
	1. 公債費	82,414
4. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		199,771

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度の当初予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 事 業 費	千円 16,100	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	40年以内（内据置 5年以内） その他は、借入先 の融資条件による。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還 又は、低利に借換えることができる。

議案第15号

平成31年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の温泉配湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 事業収入		9,243
	1. 事業収入	9,243
2. 財産収入		3
	1. 財産運用収入	3
3. 繰入金		1
	1. 基金繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1
	1. 雑入	1
歳入合計		9,249

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 維持管理費		9,149
	1. 施設管理費	9,149
2. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		9,249

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第16号

平成31年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 県 支 出 金		400
	1. 県 補 助 金	400
2. 繰 越 金		25,167
	1. 繰 越 金	25,167
3. 諸 収 入		9,841
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	9,841
歳 入 合 計		35,408

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1.住宅資金貸付事業費		1,178
	1.住宅資金貸付事業費	1,178
2.公債費		9,759
	1.公債費	9,759
3.予備費		24,471
	1.予備費	24,471
歳出合計		35,408

議案第17号

平成31年度倉吉市土地取得事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		7
	1. 財産運用収入	7
2. 繰入金		1,000
	1. 基金繰入金	1,000
歳入合計		1,007

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 土地取得事業費		1,000
	1. 土地取得事業費	1,000
2. 諸支出金		7
	1. 繰出金	7
歳出合計		1,007

議案第18号

平成31年度倉吉市下水道事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,714,459千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		12,629
	1. 負担金	12,629
2. 使用料及び手数料		901,291
	1. 使用料	901,283
	2. 手数料	8
3. 国庫支出金		121,000
	1. 国庫補助金	121,000
4. 繰入金		976,937
	1. 他会計繰入金	976,937
5. 諸収入		5,902
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 貸付金元利収入	5,200
	3. 受託事業収入	700
	4. 雑収入	1
6. 市債		696,700
	1. 市債	696,700
歳入合計		2,714,459

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 下水道費		1,116,765
	1. 下水道費	1,116,765
2. 公債費		1,596,694
	1. 公債費	1,596,694
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		2,714,459

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資の損失補償	平成31年度から平成36年度まで	貸付金の償還期限到来後3か月経過した日における元利金の残高
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度の当初予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 696,700	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	40年以内（内据置5年以内）その他は、借入先 の融資条件による。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還 又は、低利に借換えることができる。

議案第19号

平成31年度倉吉市駐車場事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		6,803
	1. 使用料	6,802
	2. 手数料	1
2. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
3. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入合計		6,805

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 駐 車 場 費		6,605
	1. 駐 車 場 費	6,605
2. 予 備 費		200
	1. 予 備 費	200
歳 出 合 計		6,805

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

議案第20号

平成31年度倉吉市集落排水事業特別会計予算

平成31年度倉吉市の集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ637,167千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,023
	1. 分担金	1,023
2. 使用料及び手数料		95,441
	1. 使用料	95,441
3. 県支出金		24,600
	1. 県補助金	24,600
4. 繰入金		345,956
	1. 他会計繰入金	345,956
5. 諸収入		747
	1. 受託事業収入	720
	2. 延滞金及び過料	1
	3. 雑入	26
6. 市債		169,400
	1. 市債	169,400
歳入合計		637,167

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 集落排水費		174,139
	1. 集落排水費	174,139
2. 公債費		463,028
	1. 公債費	463,028
歳出合計		637,167

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に支払が生じるものについての支出負担行為	平成32年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成31年度の当初予算額として議決を得た額の1ヶ月あたりの額に平成32年度以降の契約月数を乗じた額
平成32年度当初から発生する恒常的な物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって平成31年度中に契約を締結する必要が生じるものについての支出負担行為	平成31年度から契約が満了する日の属する年度まで	当該事項ごとに平成32年度の予算額として議決を得た額に契約年数を乗じた額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
集 落 排 水 事 業 費	千円 169,400	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	40年以内（内据置 5年以内） その他は、借入先 の融資条件による。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還 又は、低利に借換えることができる。

議案第21号

平成31年度倉吉市高城財産区特別会計予算

平成31年度倉吉市の高城財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		5
	1. 財産運用収入	5
2. 繰入金		3,380
	1. 基金繰入金	3,380
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入合計		3,386

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		3,336
	1. 総務管理費	3,336
2. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳出合計		3,386

議案第22号

平成31年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算

平成31年度倉吉市の小鴨財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 繰越金		1,346
	1. 繰越金	1,346
2. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入合計		1,347

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		12
	1. 総務管理費	12
2. 予備費		1,335
	1. 予備費	1,335
歳出合計		1,347

議案第23号

平成31年度倉吉市北谷財産区特別会計予算

平成31年度倉吉市の北谷財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 繰越金		786
	1. 繰越金	786
2. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
歳入合計		787

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		1
	1. 総務管理費	1
2. 予備費		786
	1. 予備費	786
歳出合計		787

議案第24号

平成31年度倉吉市上北条財産区特別会計予算

平成31年度倉吉市の上北条財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

倉吉市長 石田耕太郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		121
	1. 財産運用収入	121
2. 繰越金		15,534
	1. 繰越金	15,534
3. 諸収入		2
	1. 預金利息	2
歳入合計		15,657

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		114
	1. 総務管理費	114
2. 諸支出金		990
	1. 繰出金	990
3. 予備費		14,553
	1. 予備費	14,553
歳出合計		15,657